岐阜県公報

第七百三十号
令和八年十月三十日（金曜日）

目次

告示
○鳥獣保護区の存続期間の更新（自然環境課）四四三ページ
○特定猟具使用禁止区域の指定（同）四四五
○道路の区域変更（道路維持課）四四六
○道路の供用開始（同）四四七
○電線共同溝整備道路の指定（同）四四七
○建築基準法に基づく道路の位置指定（建築指導課）四四七

告示

岐阜県告示第四百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
大河原鳥獣保護区	本巣市根尾大河原地内の水無谷（大河原国有林三〇二三林班）と大郷谷（大河原国有林三〇二三林班）とを分ける稜線と根尾西谷川との交点を起点とし、同所から同稜線を南西進し大郷谷と能郷谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し揖斐郡揖斐川町の境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し能郷白山（一、六一七・三メートル）に至り、同所から岐阜県と福井県との境界を北進し国道一五七号との交点（温見峠）を経て三角点（一、三〇一・七メートル）に至り、同所から同境界を東南進し大河原国有林三〇二五林班と越山谷（大河原国有林三〇二六林班）とを分ける稜線との交点（標高一、二〇八メートル）に至り、同所から同稜線を南進し起点に至る線により囲まれた区域
上大須鳥獣保護区	本巣市根尾上大須地内の内谷と根尾東谷川との交点を起点とし、同所から同川と同谷とを分ける稜線を北進し三角点（一、〇二四・三メートル）を経て左門岳（一、二三三・六メートル）

岐阜県公報　毎週（火曜日　金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和八年十月三十日

	に至り、同所から関市との境界を東南進し明神山（一、一四四メートル）を経て字廻り谷の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し根尾東谷川との交点に至り、同所から根尾東谷川を北進し起点に至る線により囲まれた区域
滝ヶ洞鳥獣保護区	加茂郡八百津町久田見地内の主要地方道多治見白川線と同郡白川町の境界との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南進し穴洞林道の起点に至り、同所から同林道を西北進し同林道終点及び歩道の起点に至り、同所から同歩道を西北進し同郡七宗町の境界との交点（三角点五七五・九メートル）に至り、同所から同境界を北東進し同郡白川町の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域
鶴形山鳥獣保護区	美濃市と郡上市との境界と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を東南進し市道須原停車場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道須原八号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道須原停車場線との交点に至り、同所から同市道を南進し下須原谷との交点に至り、同所から同谷を西北進し民有林九六林班イと同林班ロとの境界との交点に至り、同所から同境界を西進し民有林九三林班と民有林九六林班との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し大字片知の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し郡上市の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域
内ノ俣洞鳥獣保護区	関市板取地内の銚子洞と内ノ俣谷との交点を起点とし、同所から銚子洞と内ノ俣谷とを分ける稜線を西北進し岐阜県と福井県との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し内ノ俣谷と海ノ溝洞とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し内ノ俣谷と小谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し内ノ俣谷とノミ木谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し川浦谷川との交点に至り、同所から同川を北進し起点に至る線により囲まれた区域
猪の谷鳥獣保護区	県道王滝加子母付知線と猪の谷との交点を起点とし、同所から同谷を西北進し赤尾洞谷と本洞谷との交点に至り、同所から本洞谷を西北進し中津川市有林と民有林とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し裏木曽国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進したのち東南進し付知川との交点に至り、同所から同川を南西進し猪の谷との交点に至り、同所から同谷を西北進し起点に至る線により囲まれた区域
中野鳥獣保護区	高山市荘川町地内の国道一五六号と林道岩瀬線との交点を起点とし、同所から同林道を南西進し、大谷と北俣谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し、大字尾上郷と大字岩瀬とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し大字尾上郷と大字中野とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し大字尾上郷と大字海上とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し三角点（一、一一〇・三メートル）に至り、同所から字そら山と字峠山とを分ける稜線を北進し字初屋山と字シシ山とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し字野方川原の境界との交点に至り、同所から字初屋山と字野方川原との境界を北進し国道一五六号と国有林道尾上郷線との交点を経て御母衣湖に至り、同所から御母衣湖左岸に沿って南進し起点に至る線により囲まれた区域
神坂鳥獣保護区	高山市奥飛騨温泉郷地内の大字栃尾と大字神坂との境界と県道槍ヶ岳公園線との交点を起点とし、同所から同境界を北進し三角点（一、四五二・五メートル）を経て国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し三角点（二、二三二・五メートル）に至り、同所から字カベ下と字カルカヤとを分ける稜線を南進し字カルカヤと字谷ヶ平との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し字カルカヤと字湯ノ空大コバの境界との交点に至り、同所から同境界を東進し字カルカヤ地内の五七八番地一と五七八番地九、五七八番地一〇、五七八番地六、五七八番地四、五七八番地三、五七八番地一四及び五七八番地二の各番地との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し字カルカヤと字長人平との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し蒲田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西進し市道蒲田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道槍ヶ岳公園線との交点に至り、同所から同県道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域

二　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

三　鳥獣保護区の保護に関する指針

名称	指定区分	指定目的

大河原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、キジバト、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
上大須鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹林と広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キジバト、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
滝ヶ洞鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
鶴形山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
内鄀洞鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林が広く分布する林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ノスリ、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
猪の谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホオジロをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
中野鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林などが分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリ、フクロウをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
神坂鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第四百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　禁止する特定猟具の種類

銃器

二　特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名称	区域
粥川特定猟具使用禁止区域	郡上市美並町高砂地内の粥川谷と川干川との交点を起点とし、同所から川干川を南西進し同川とその支流とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西北進し生活環境保全林「粥川の森」の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進したのち北進し林道向坊切線との交点に至り、同所から同林道を西進し粥川谷と菊間谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を約七三〇メートル南西進したのち約三六〇メートル北進しさらに約三八〇メートル北東進し高砂字宮奥と字坊切とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し字那比方の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し県道白山内ヶ谷線との交点に至り、同所から同県道を東南進し粥川谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し起点に至る線により囲まれた区域
上苅安中山特定	郡上市美並町白山地内の国道一五六号と市道上町並二号線と

猟具使用禁止区域	の交点（北）を起点とし、同所から同国道を南西進し市道上町並二号線との交点（南）に至り、同所から同市道を西進したのち北東進し起点に至る線により囲まれた区域
赤池・杉原特定猟具使用禁止区域	郡上市美並町山田地内の長良川右岸と東海北陸自動車道西側の森林境界との交点を起点とし、同所から同境界を北進し宮の下谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し長良川との交点に至り、同所から同川右岸を東南進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域
福野特定猟具使用禁止区域	郡上市美並町白山地内の国道一五六号と市道福野大矢線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道福野駅前線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道街道東線との交点に至り、同所から同市道を西進し長良川鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を南進し福野トンネルとの交点に至り、同所から西北進し長良川との交点に至り、同所から同川左岸を西北進したのち北東進し同川に架かる郡南橋との交点に至り、同所から稜線を南進したのち東南進し起点に至る線により囲まれた区域
手賀野特定猟具使用禁止区域	中津川市中村地内の中央自動車道と国道三六三号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し市道東原尾外岩線との交点（梶島橋）に至り、同市道を西進し斧戸沢谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し県道東野中津川線との交点に至り、同所から同県道を西北進し市道中津四〇〇号線との交点に至り、同所から同市道を北進したのち西進し市道坂本一一一号との交点に至り、同所から同市道を西進したのち北進し中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
ふれあい牧場特定猟具使用禁止区域	中津川市落合地内の熊洞と市道横挽平石線との交点の「百年林記念碑広場」裏を起点として、同所から民有林五六林班と五七林班との境界を北東進しふれあい牧場の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進したのち東南進し烏帽子三角点に至り、同所から同境界を西南進したのち西北進し熊洞との交点に至り、同所から同洞を西北進し起点に至る線により囲まれた区域
平柴特定猟具使用禁止区域	恵那市明智町地内の林道乳曽線と平柴作業道との交点を起点とし、同所から同林道を東南進し同林道終点に至り、同所から小稜線を泥沢谷に向かって東南進し同谷との交点に至り、同所から同谷を東南進しゴルフ倶楽部大樹旭コース敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し愛知県との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し県道瑞浪大野瀬線との交点に至り、同所から同県道を北進しゴルフ倶楽部大樹旭コース敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
西忍特定猟具使用禁止区域	飛騨市宮川町地内の宮川に架かる西忍橋と同川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西進し関西電力坂上発電所に至り、同所から森安地内の森林の境界を西進したのち北東進し市道森安西忍線との交点に至り、同所から同市道を北東進し林道森安線との交点に至り、同所から西忍地内の森林の境界を北進し国道三六〇号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道高牧線との交点に至り、同所から同市道を東南進し高牧地内の森林の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し宮川左岸との交点に至り、同所から宮川左岸を西進し起点に至る線により囲まれた区域
向野特定猟具使用禁止区域	下呂市金山町岩瀬地内の馬瀬川と和良川との交点を起点とし、同所から和良川左岸を北進し字向野と字鍋曾との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し字向平の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し標高五〇三メートルに位置する尾根の分地点に至り、同所から尾根沿いに約一五〇メートル東北進したのち尾根沿いに約四〇〇メートル東南進し馬瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し起点に至る線により囲まれた区域

三　特定猟具使用禁止区域の存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

岐阜県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	篠原八百津線	加茂郡八百津町潮見字北道渡二一九番二五地先から同郡同町同字同二一九番二〇地先まで	前	四・六～六・八	五八・〇	
			後	四・六～三・七		

岐阜県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	武並土岐多治見線	瑞浪市釜戸町字八伏二九四一番地先から同市同町字同二九三五番一地先まで	一八・五	令和八・一〇・三〇	令和三・七・九

岐阜県告示第五百一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	指定の部分	備考
県道	苗木恵那線	中津川市千旦林字坂本一三二一八番一地先から同　市同　字同　一四六七番一七地先まで	七五・〇	上下線	
		中津川市千旦林字坂本一三二一八番一地先地内	四六・〇	上り線	
		中津川市千旦林字坂本一四〇一番四地先から同　市同　字同　一四〇六番三地先まで	八五・〇	上下線	
		中津川市千旦林字坂本一四〇〇番一地先から同　市同　字同　一四〇一番四地先まで	二三・三	下り線	

岐阜県告示第五百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和八年十月三十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指定年月日
瑞穂市別府字花塚一ノ町一七九二番四	四・〇〇	二四・〇四	岐阜県指令岐西建築第一〇九号	令和八・七・二
瑞穂市牛牧字細道一〇三九番三の一部、一〇三九番八及び瑞穂市所管法定外公共物（水路）	五・〇〇～五・六〇六	三四・九〇	岐阜県指令岐西建築第一〇九号の二	同・八・二

中濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指定年月日
美濃加茂市本郷町四丁目三五番九	六・〇〇～六・〇一	五五・七〇	岐阜県指令中建築第三三号の五	令和八・七・三
美濃市字千畝二七一四番二九	六・〇〇	三六・一一	岐阜県指令中建築第三三号の六	同・七・八
加茂郡川辺町下川辺字田代五四七番五	六・〇二	五二・七七	岐阜県指令中建築第三三号の七	同・七・一三
関市小屋名字東浦七三五番九	六・〇〇	五三・三九	岐阜県指令中建築第三三号の八	同・八・五
加茂郡富加町羽生字寺東二二三〇番四	六・〇〇	二三・九九	岐阜県指令中建築第三三号の九	同・九・二
関市鋳物師屋四丁目四〇番四	六・〇〇～六・〇一	五八・〇七	岐阜県指令中建築第三三号の一〇	同・九・七
関市小屋名字神明東一一八〇番三	四・〇二	三四・九五	岐阜県指令中建築第三三号の一一	同・九・一七

東濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指定年月日
恵那市大井町二〇三九番四	六・〇五～六・六三	八五・五五	岐阜県指令東建築第七二号	令和八・八・六

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

令和八年十月三十日発行

発行所　岐阜県庁　岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行者　岐阜県　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三一一

編集　岐阜文芸社